

第 707 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和元年 5 月 13 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。報道につきましては、本日はいらっしゃいません。傍聴人ですが 5 名となっております。

それでは、傍聴人を案内をいたします。

(傍聴人入場)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、前回ご連絡いたしました、4 月より新しく委員となられまして、今回よりご出席をいただいております方をご紹介します。

東京法務局人権擁護部長山本委員でございます。

○山本委員 山本でございます。よろしくどうぞお願いします。

○若年支援課長 どうぞよろしくお願いをいたします。

豊島区子ども家庭部子ども若者課長小澤委員でございます。

○小澤委員 豊島区の小澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、現在ご出席いただいております委員の方は 16 名でございます。条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 では、ただいまから第 707 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について、説明をいたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

前回の審議会以降の 4 月 15 日から 5 月 12 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、1 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。4 月 18 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、4 月 19 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリールール講座」を64回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、5月8日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめまして、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料2ページから、過去1年間の不健全図書類の指定実績、また4ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を掲載してございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告する制度がございしますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の4月分の状況でございます。

平成31年4月までに委嘱しております協力員は815名です。4月の活動者数は28名、調査店舗数は120店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールでとめることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類でございます。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示してございます。

まず、不健全図書として指定した図書類や表示図書類及び類似図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗はございませんでした。

なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページでございます。

6ページでは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載をしております。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が4店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。類似図書類につきましては、1店舗で区分陳列

が適切にされておりました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、ゲームソフト専門店において表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、マンガ喫茶等への実態調査では、カラオケボックスで青少年制限掲示の不適切が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題がありました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導をいたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届出をすることとなります。

①は、5月1日現在の区市町村別届出箇所台数一覧でございます。設置箇所数は12カ所、設置台数は39台で先月から1箇所1台の減となっております。

自動販売機立入調査については実施をいたしませんでした。

次に、8ページから10ページにかけては、協力員の活動報告等の平成30年度累計を記載をしております。

まず、8ページには、平成30年度東京都青少年健全育成協力員による環境浄化活動の累計を載せてございます。

続きまして、9ページでございます。平成30年度立入調査等の実施状況の累計を載せてございます。

次の10ページには、平成30年度自動販売機届出状況等の累計を載せてございます。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。今回は、月ごとの報告に加えまして、30年度の累計の報告もございました。

では、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、ご質問がございませんので、調査審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしく

お願いいたします。

調査審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明をいたします。

皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明をさせていただきます。

「調査・審議事項」と記載をされております資料の1ページ、ご覧いただきたいと存じます。諮問第1124号でございます。

さらに、2ページにございます諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をご覧いただきたいと存じます。こちらに記載されました図書類は、平成31年4月1日から平成31年4月23日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計123誌のうちから、7ページ、8ページに記載をされております条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が『BANBOO COMIS (バンブー コミックス) REIJIN uno! (レイジンウーノ) ノンケ童貞の俺がピッチ上司に食われた話』、平成31年4月19日に「株式会社竹書房」より発行されております。過去1年間の指定実績は3回となっております。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、5月8日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。ご覧いただければと存じます。

当日は、17名の方ご出席をいただきました。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が13名です。その主な内容は、「ストーリー的には人格否定や暴力的なものではないように感じる。ただ、性器部分は修

整されているものの、男性器とわかるものが多く、擬音や体液の描写も多い。青少年健全育成の観点から指定やむなし」などございました。

指定非該当の意見の方は3名で、その主な内容は、「全体的に描写の激しい箇所も多くあるが、内容的にはそこまで卑わいには感じない。一話一話の終盤にオチがあり、読み終わると不快感もなくなってしまふ。指定非該当」などございます。

なお、保留の方が1名おられました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問はございますか。

(なし)

○会長 では、特によろしければ、調査に入ってください。よろしくお願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、委員の皆様からご意見をお伺いしてまいります。

所用で遅れられた委員の方がご到着されましたので、今回の審議会 18 名で審議をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、G 委員から、よろしくお願いいたします。

○G 委員 全編通しての性交シーン、これを卑わいじゃないとはちょっと言えない。また、どうしても形状がはっきりと見てとれてしまうところも修整が甘いと言わざるを得ないので、指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次に E 委員。

○E 委員 私も指定該当でお願いします。やっぱり性器の修整が甘いというのが一番大きい理由です。

以上です。

○会長 次に、A 委員。

○A 委員 私も特に修整が甘いという部分で指定該当でお願いします。

○会長 次に、森山委員。

○森山委員 やっぱり全編卑わい感が強いという感じがしますので、区分陳列でお願いします。

○会長 次に、D 委員。

○D 委員 指定該当でお願いします。

○会長 I 委員。

○I 委員 性器の修整はされていないですし、また体液の描写も卑わいに感じますし、打合せ会の意見に、男性器の修整がされていると思うが、という意見がありますが、修整はされていないと思うんですね。何か想像が付きやすいイメージになっておりますので、指定該当でお願いします。

○会長 次に、F 委員。

○F 委員 擬音と体液の描写も非常に多くなっておりまして、全編通してということで、私も指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 次に、B 委員。

○B 委員 割と最初はきれいな絵かなと思ったんですけど、だんだんだんだんぐちゃぐちゃぐちゃとして読みにくいなと思いましたが、やっぱり修整が甘いというところで、指定該当でお願いいたします。

○会長 では、次に山本委員。

○山本委員 まず、性器の修整といったところは甘いと。また、体液の描写が多くてですね、卑わい感が強いと。また、強制的な性交類似行為、これが描写されているということで、指定該当と考えます。

○会長 次に、西尾委員。

○西尾委員 指定該当でお願いいたします。私も男性器の修整が甘く、卑わい感が強いと思います。

○会長 次は、J 委員。

○J 委員 修整のしかたが、男性器がわかるようにしてあるという感じで、余計に目立つような印象を受けます。また、擬音、体液の描写も非常に多くて卑わい感も大変高いので指定該当でお願いします。

○会長 次に、H 委員。

○H 委員 私も指定該当でお願いいたします。表現が大分卑わい感が強いのと、消しがほとんど状態がわかるような感じですので、指定該当でお願いいたします。

○会長 K 委員。

○K委員 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書だと思います。

○会長 では、次に小澤委員。

○小澤委員 指定該当でお願いいたします。やはり体液等の表現に卑わい感を強く感じますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 次に、内田委員。

○内田委員 性描写が露骨であり指定該当でお願いいたします。

○会長 C委員。

○C委員 タイトルにノンケとかビッチとかですね、専門用語みたいになっているんですが、これもBL愛好家にとっての用語なんですけども、その描写がですね、やはり修整が全般的に甘くて、人格否定につながるような表現がありますね、これは区分陳列の対象だと思います。実際に自主規制団体も区分陳列賛成が多数で、反対もいらっしゃいますけども、やっぱり作り手の側から見ても、編集者の側から見てもですね、やはりこれは区分陳列にすべきだろうということだったので、区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 修整が甘いということと、全編通して卑わい感がありますので、指定該当としたいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。

最後に私でございますが、皆様のご説明に尽きるとおりです。修整も甘いし、擬音、体液等非常に目立ちました。卑わい感が大変強いと思いましたので、区分陳列でお願いしたいと思います。

では、本日の図書類につきましては、皆様、指定該当でということでございますので、この1誌につきまして指定該当で答申させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、議事を次に進めさせていただきます。

優良映画の推奨について、事務局から説明をお願いします。

○若年支援課長 それでは、優良映画の推奨についてご説明をさせていただきます。

資料11ページお開きいただきたいと思います。

11ページには、優良映画等の推奨に関する条例等を記載をさせていただいております。そ

それぞれの映画が、条例施行規則第2条の1号から6号のいずれかに該当するものであるというのとされているところでございます。

では、諮問の内容について紹介をさせていただきます。資料の12ページ、ご覧いただきたいと存じます。

12ページでは、諮問第1123号でございます。

今回は2作品を諮問をいたします。

まず、1作品目を紹介をさせていただきます。

作品名は、『ある町の高い煙突』、製作者は「合同会社 K ムーブ」、公開時期は令和元年6月22日から、有楽町スバル座ほかでの公開を予定をしております。

14ページ、15ページをご覧いただきたいと存じます。申請書類になってございます。

15ページ上段でございます。7の「対象区分」でございますが、「対象区分」として中学生以上。「推奨にふさわしい理由」につきましては記載のとおり。また、「青少年の健全な育成に有益とする」の該当項目といたしましては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものであること」及び第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであること」という申請内容でございます。

事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、13ページの下段のとおり、「対象区分」としては中学生以上、該当項目としては、第1号、第2号、第5号に該当するというようにさせていただいております。

続きまして、12ページのほうにお戻りをいただきたいと存じます。

2作品目でございます。

作品名は、『泣くな赤鬼』、製作者は「『泣くな赤鬼』製作委員会」、公開時期は令和元年6月14日から、新宿バルト9ほかでの公開を予定をしております。

17ページ、18ページには、先ほど同様申請書類がございます。

「対象区分」としましては中学生以上。「推奨にふさわしい理由」は記載のとおり。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としましては第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること」、第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであること」及び第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであること」という申請内容でございます。

事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、16ページ下段にございますが、対象区分としましては「中学生以上」、該当項目は第3号、第5号及び第6号に該当するとしてございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

(なし)

○会長 それでは、いつものように、二つの映画につきまして、推奨をすることに賛成なのか、反対なのか。また、対象区分について事務局案でよろしいかどうか、それを二つあわせてご説明をしていただきたいと思います。

では、G委員からよろしくお願いいたします。

○G委員 2作品とも対象区分、あとは推奨の理由、あと該当項目、申請のとおりで推奨に賛成でいいと思います。

○会長 では、次に、E委員。

○E委員 私も両方とも推奨でいいと思います。『ある町の高い煙突』のほうは、これ実話なんではないかな。環境破壊のもので、今はちょっと環境問題を扱った映画というのは少なくなってきたと思いますけども、子供たちがこういうものを知るには非常にいい機会なのかなと思いました。

あと、もう一つの『泣くな赤鬼』のほうも、これは重松清さんの独特の世界というか、生徒と先生の感動的な話で、非常にストーリーもわかりやすく。これは小学校高学年くらいからでもいいのかなというふうに私は思いました。

○会長 小学校高学年くらいからでもいいのかなというお話ですね。はい、ありがとうございます。

次に、A委員。

○A委員 推奨するかどうかのところに関しては、まず事務局どおりでよろしいかと思えます。対象区分、年齢。該当項目もよろしいかと思えます。

『ある町の高い煙突』のほうは、どちらかという記録映画みたいな部分もあるのかなというところを感じていてですね。この中だとCSRとか倫理観という話が出てるんですけど、どっちかという教養を深めていくとか批判力、思考力、そちらのほうがすごく価値のあるものなのかなというふうに思いました。

もう一つの『泣くな赤鬼』のほうは、ちょっと前半は、本当にこれって見守ってたのか、先生としてあるべき姿なのかなというのはかなり疑問に思うような部分もたくさんあったんですけども、最後、亡くなるときに、思いが出できた先生と和田君と斎藤君ですかね、それぞれが全く違う中で、それぞれが成長していった姿というのが出てきたのかなというところで、推奨に値するものなのかなというふうに思った次第です。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

その次、では森山委員。

○森山委員 2作品とも推奨をお願いします。事務局の案のとおりでいいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、D委員。

○D委員 2作品とも推奨に賛成です。そして、対象年齢も両作品とも中学生以上に有益でいいかと思います。二つの映画ともにすごく感動した映画でございました。

以上です。

○会長 では、次、I委員。

○I委員 公害に立ち向かった日立鉱山の被害農民と企業との話し合い、これをもたれて国をも動かしたことですから、すごく社会的に日立鉱山のやり方がよかったことで、成功したわけです。まだ、もっとひどい足尾鉱山とか、高校生や中学生が、いろいろな、そういう公害があったよと。今も公害とか環境問題とかたくさんあるので、そういう方面にまた目が向けられたらいいんじゃないかと思いました。本当の企業の社会的責任の原点が、この映画の中に込められていると思うんですね。大煙突があって、前には考えられないようなことだったんでしょうけども、被害者の方とか企業の方とか考えながら、やっと成功したわけですよ。その中には地域の人たちとのきずなや仲間のきずなも非常によく描かれておりました。そういう面では、中学・高校生へ現在も公害問題とか環境問題が発生していることに関心を持っていただくということで、推奨をお願いしたいと思います。

もう一つのほうは、多感な高校生が学校で進んでいく方向どうしたらよいのか考えさせる映画でした。この時期というのは、先生の存在はとても大きいと思います。10年たって、熱血先生と再会した時、生徒は余命半年というすごく悲しい状況でした。野球をもう一度やりたいという言葉聞いて、先生もあの時にね、気づいてやれなかった後悔と、自分もいつの

間にか野球に情熱をかけられなかった先生とのきずなを描いた物語だったと思います。先生と生徒の深い胸に本当に染み入った感動作だったと思います。

両方とも中学校・高校生で対象区分はいいと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、F 委員。

○F 委員 私も、どちらも推奨でお願いしたいと思います。特に、『泣くな赤鬼』のほうなんですけれども、すごく自分が見ていてテーマかなと思ったのが、努力は報われるのかというところが、報われる努力じゃないと、じゃあ進めないのか、推奨しないのかというところも含めて、これちょっと子供を育てる親にもぜひ観てほしいなというのをすごく思いました。いい成績をとるとか、いい学校に入るとかというだけではなくて、本当にその努力をするということは、それ自体にやっぱり意味があって、価値があってということをお子さんがきっとわかってくれるいい映画なんじゃないかなと思ったところがありました。先ほど、E 委員からもご意見があったんですけど、私もこれは小学校高学年からでもいいのかなと思いました。

以上です。

○会長 次に、B 委員。

○B 委員 私も両方とも推奨映画でいいと思います。事務局案に賛成です。

最初の『ある町の高い煙突』をちょっとよく知っていた方がプロデュースしたので、この映画をつくるきっかけになったのが、ある方が、茨城県にこういう歴史があるんだよということ、新田次郎に伝えて、その新田次郎さんが本を書いて、この映画ができたということ。最後のエンディングロールを見てたら、その言われた方の名前がね、故何々何々って出てたので、ああ、やっぱりそういうのを大事にしてつくられた映画なんだなと思っております。

それから、『泣くな赤鬼』のほうは、やっぱり私も長い間教師してきて、子供が亡くなることあるんですね、教えた子が。そういうものがちょっと重なり合って、非常に感動した映画でございました。

以上です。

○会長 では、次に山本委員。

○山本委員 両方の映画とも推奨相当と考えます。また、対象区分、推奨理由及び該当項目については事務局案のとおりでよいと考えます。

特に、『ある町の高い煙突』については、日本の経済発展の裏には、こういった公害への対応があったということについて、若い世代に、しっかり伝承していくということは非常に有意義だと考えますし、また、この住民と企業、この間でですね、互いにこういう立場を尊重し、理解して、そして協力して解決していくという、こういう内容については、非常に学べきものがあるんじゃないかと考えます。

『泣くな赤鬼』については、これもやっぱりこの相手を思いやる心といったところが存分にこれで盛り込まれていて、非常によい作品だと考えます。

○会長 それでは、次に、西尾委員、お願いします。

○西尾委員 2本とも推奨でお願いいたします。

まず、『ある町の高い煙突』については、明治期の公害問題を取り扱った本当に貴重な映画だと思います。当時、大変な苦勞の末にですね、解決に至った歴史というものがよくわかりました。あと、驚いたのは、本当にこんな良識的な企業家というのがいたんだなということで、これも驚きでした。ぜひ、子供たちに観てもらいたいと思います。対象区分は本当はちょっと長くて難しいんで高校生かなとも思ったんですが、中学生でもいいかなということで、事務局どおりで結構です。

それから、『泣くな赤鬼』のほうは、先生と生徒のすれ違いと和解の物語ということで、人の弱さもしっかり描かれてて本当にいい映画だなと思いました。対象区分は中学生以上で結構だと思います。

以上です。

○会長 では、次にJ委員。

○J委員 『ある町の高い煙突』は、本当はもっと農民の苦しみがあったのではないかということも思ったのと、町の名前と企業の名前が一緒に、宣伝的かなと感じたんですが、このような事実があった上で日本の成長があった、こういうことを乗り越えてきたということを描いているということで、推奨でよろしいかと思います。

『泣くな赤鬼』のほうも、大変面白くできていましたが、ゴルゴが死期を悟り、あんなにつっぱっていた人があんなに素直になるものなのかなと思いました。しかし、原作者の力も、監督の力もあって、おもしろい映画だと思いますので推奨でよろしいと思います。ただ、これは小学校の高学年からでも大丈夫ではないかなと感じました。

以上です。

○会長 次に、H 委員。

○H 委員 二つとも推奨でお願いいたします。

『ある町の高い煙突』のほうは、環境に関してこれだけ害が出るんだということで、自分の身の回りや自然を考えるいい機会になると思います。それから、解決は暴力だけではなくて、やはりしっかり話し合うことだという大切さもわかるので、これはこの対象年齢でよろしいと思います。

『泣くな赤鬼』のほうは、いわゆる学園ものもちょっと絡めてますけど。今、小学校の高学年もサッカーだ、野球だでちょっと大分進んできておりまして、集団で動いたり先生とのきずな、あるいはかかわりが多いので、これは小学校の高学年でもいいんじゃないかなと私も感じて観ておりました。あとは命の大切さと、それからきずな。ワルが命に立ち向かうと、やっぱりあれだけになるんじゃないかなという思いはしたので。対象区分だけ小学校の高学年でいいかなと思っております。よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

次に、K 委員。

○K 委員 残念ながら両作品観ることができませんでした。

○会長 では、次に、小澤委員。

○小澤委員 2 作品とも推奨に該当すると思います。推奨基準、また対象年齢も事務局案に賛成です。

『ある町の高い煙突』のほうなんですけれども、本当に近年余りこういう公害問題について真正面からの触れることがなかったので、私も随分勉強になりました。ただ、ちょっと感じたことがリーダーに反対意見が出てしまったときに、すごい殴り合う、一方的に殴る時があつて、ちょっとあれが痛そうで、少し強い表現だったなというのがちょっと気になったところですが、でも、そういう時代だったのかなというのも踏まえてのお話かと思います。

あと、『泣くな赤鬼』のほうも、それぞれ完璧な人はいないんだよと、それぞれ補いながら成長していくというのをとても感じられた作品だと思います。

以上です。

○会長 次に、では、内田委員。

○内田委員 両作品とも推奨ということでお願いできればと思います。また、対象区分についても事務局案でお願いできればと思います。

二つの作品とも、子供たちの視点を広げて考えを深めるという点ですぐれた題材を取り扱い、また、その場面推移についても描いているというところで、ぜひ、観て考えさせたい映画だなというふうに感じました。よろしく願いいたします。

○会長 では、次に、C 委員。

○C 委員 この二つとも事務局の案に私は一応賛成で、対象も中学・高校生以上ということなんです。しかし、率直に言って、この両作品とも、やはり甘いところがあるんですね。

『ある町の高い煙突』では、日立のプロパガンダじゃないかと思ったようなところがちょっとありますね、こんなにきれいごとでいいのかと。皆さんご存じのように 1905 年から 1910 年代というのは、日露戦争に勝利した後、同時に大日本帝国が海外に拡張していく時期なんですよね。軍閥が非常に重視されて国威発揚という国家的な目標の中で、一企業がこういう形で環境問題とか民主的な取り組みにスムーズに取り組めるものなのかというところの疑問があったんです。私、ちょっと調べたら、やはりこのストーリーの中には、前半ちょっと出てくるんですけども。この時代背景がちょっと甘い、もう少しちゃんと説明して、この現実を、なぜ、この環境問題にこれだけ取り組むことができたかということの説明が足りないと思うんです。それは日露戦争の後、皆さん、今問題になっている日韓併合という大韓帝国を 1910 年に日本が併合しますよね。その後の 35 年間は日本が植民地にするんです、あるいは樺太の南半分を領土にする、その後の第一次世界大戦からシベリア出兵に向けての時代の背景と国家の目標とですね、天皇制国家の中で行われたこと、国策企業がどのような形でこの軍閥に提供していくかみたいところをですね、もうちょっとちゃんと背景として示しておくべきじゃないかという気はするんですね。ただ、私はこの映画のストーリー、新田次郎さんが書いた実話でですね、当時のやはり民衆の中にこういうものが成功していったという背景にはですね、大正デモクラシーとって、要するに民本主義ですね、天皇制国家の中で民主主義とは言えませんから民本主義という言葉で吉野作造がつくったような、大きな大衆的な盛り上がりがある背景にあったような気がしてしょうがないですね。その中の一つがこれなのかと思って、ちょっと教えられるようなところがございました。ちょっと率直に言い過ぎなんですけども、私としてはそういう感想です。

もう一つの『泣くな赤鬼』のほうは、やはりきれいごとじゃなくて、人生にはやっぱりこういう突然の不治の病にかかる不条理があるんだということと同時にですね、F 委員がおっしゃったような意味で言いますと、やっぱり努力は必ずしも報われるとは限らないんじゃない

いかという、それをあえてレギュラーポジションを争うために努力をし合って、心に傷を持ちながらも、これを乗り越えるためにどうしたらいいかみたいところが問いかけとしてあると思うんです。ですから、私は、この考えさせられる部分というのは、命と努力という、この両面で、今、成長期の中学生、高校生に考えさせられるテーマではあると思いますので、両方とも中・高生でいいと思います。ストーリーもそれなりに訴えるものはあると思います。

○会長 ありがとうございます。

では、会長代理。

○会長代理 どちらの作品も推奨でいいかと思います。

まず、『ある町の高い煙突』のほうですけれども、私も C 委員が言われたことに賛成の部分がありました。こんなにきれいごとだったのだろうか、かなり脚色されている部分があるんじゃないか、そして最後、字幕観てましたら日立も協力しているので、一企業の宣伝じゃないかっていう疑念も持ったんですね。ただ、パンフレット見ますと、監督のほうから話があって、それで日立に協力を求めていってつくったという経緯もあるようですし、内容自体に問題はないと思います。

この実業家、実在した久原房之介という人物は日本が戦争に入っていくときに政友会という政党の幹部として戦争責任という点で問題があったのではないかということも考えました。しかし、この作品そのものはそういうこと別として、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てると、そういう趣旨から考えればいいわけですし、一応、事実に基づいているものですので、推奨でいいのではないかと思います。

それから、もう一つの『泣くな赤鬼』のほうですけれども、先生と生徒の関係だけでなく、野球部のサードのポジションのいたもう一人の生徒と主人公の関係も非常に印象に残って、考えさせる作品だと思いました。

対象としては、どちらの作品も、きちんと理解してもらうのであれば中学生以上で良いのではないかなと思いました。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

では、皆様から意見を伺いまして、最後に私ですけど、私も両方とも推奨で。また、事務局案の中・高生でよろしいかなと思います。

最初の『ある町の高い煙突』は、やはり環境問題が住民の生活にどれだけ厳しい状況を与

えるかということもよく描かれているし、それを住民と企業と手を携えて困難を打破していくということは、青少年にこれから生きる時にいろいろと考える力になるかなと思いました。正直言うと、一つひっかかりましたのは、時代背景上いたし方ないんですけど、活躍する住民側も活躍する企業側もどうしても男性ばかりになる時代で、ぜひ、中学生、高校生が、これを性別にかかわらず普遍化して、自分たちの活力にさせていただくことを期待して推奨と考えました。

それから、もう一つの『泣くな赤鬼』は、皆さんがおっしゃられたとおりで、特に私はやはり命の大切さ、それから限られた命の中でもやり遂げようとする力、何かそんなことを子供たちが感じてくれるといいかなと思いました。

従いまして、いずれも事務局案に賛成です。

では、これで皆様のご意見を伺って、いずれも推奨するという事で全員一致でございました。『泣くな赤鬼』のほうが小学校高学年でどうだろうというご意見が少し出ていますが、対象区分を変えようかという方がいらっしゃられましたら、ご意見を伺いたいと思います。

(なし)

○会長 特にございませんで、事務局案どおりで両方とも推奨するという事で答申したいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長 それでは、事務局からほかの連絡事項をお願いいたします。

○若年支援課長

前回の審議会で「ピアスシリーズ」の指定が続いていることについてご意見をいただきました。それにつきましては、指定後、発行業者である株式会社コンポジラへ、前回の審議会で出ましたご意見についてお伝えをいたしました。

次に、都民からの申し出でございます。

19 ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申し出 4 月処理分でございますけれども、メールによるものが 9 件ございました。いずれも不健全図書に指定に関するものでございまして、前回もご紹介させていただいております同じ図書類に関するものでございました。匿名での申し出でございますが、内容等から考えますと同一の方からの申し出と推測されるものでございます。本件につきましても、前回同様、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書類の基準には該当しないというふうに

判断をしているところでございます。

都民の申し出は以上でございます。

次に、次回審議会に諮問予定の映画が2本ございますのでご案内をさせていただきたいと存じます。

1 作品目でございますが、作品名『北の果ての小さな村で』でございます。

試写会は、5月24日（金曜日）の午後1時から、試写会上は渋谷区円山町1-5 KINOHOUS B1にございます映画美学校試写室となっております。

続きまして、もう1作品でございます。

『風をつかまえた少年』という作品名でございます。

1回目の試写会が5月27日の午後1時から、2回目の試写会が6月3日の午後1時から、試写会場は中央区京橋にございます京橋テアトル試写室でございます。

なお、いずれも都合つかない場合には、DVDでのご視聴も可能でございます。添付してございます調査票にてご回答いただければと存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、本日の調査審議事項、以上で終了となりますが、全体を通しまして何か質問がございましたらお願いいたします。

（なし）

○会長 では、ないようでございますので、以上で調査審議事項を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、傍聴人の方が再入室されますので、図書名のわかる資料はしまってくださいますようお願いいたします。

（傍聴人再入室）

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『ある町の高い煙突』及び『泣くな赤鬼』につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書のご案内の告示予定日は令和元年5月17日（金曜日）、推奨映画の公告予定日は令和元年5月21日（火曜日）、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和元年5月16日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願いを申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内をいたします。

次回は、令和元年6月10日月曜日の15時30分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日は、これで終了させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。

午後4時33分閉会